

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	公共的取組に寄与する屋外広告物の許可										
根拠条例等・条項	堺市屋外広告物条例第13条の2										
所 管 課	都市計画部 都市景観室										
審 査 基 準	<p>【堺市屋外広告物条例】</p> <p>第13条の2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第6条及び第11条から第12条の2までの規定は適用しない。この場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 公共団体、自治会、商店街振興組合（商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定するものをいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定するものをいう。）等が公共的な取組に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき道路(道路法第2条第1項に規定する道路をいう。以下この項において同じ。)又は当該道路に接続する公共団体の所有若しくは管理に属する場所に表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 公共団体がその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づきその管理する道路に表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの</p> <p>【堺市屋外広告物条例施行規則】</p> <p>別表第4</p> <table border="1" data-bbox="435 1252 1401 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1252 691 1310">区分</th> <th data-bbox="691 1252 914 1310">大きさ</th> <th data-bbox="914 1252 1145 1310">掲出位置</th> <th data-bbox="1145 1252 1401 1310">色彩等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1310 691 1937">バナー広告</td> <td data-bbox="691 1310 914 1937"> <p>広告面積（スポンサー表示面積）が、バナー片面の全体面積の4分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。</p> </td> <td data-bbox="914 1310 1145 1937"> <p>(1) 地上から最下端までの距離が4.50メートル以上であること。ただし、歩道上については2.50メートル以上であること。</p> <p>(2) 突出し幅0.80メートル以内であること。</p> </td> <td data-bbox="1145 1310 1401 1937"> <p>(1) 周辺の景観に調和した色彩、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(2) 広告料を公共的な取組に係る費用へ充当する旨を広告に記載すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			区分	大きさ	掲出位置	色彩等	バナー広告	<p>広告面積（スポンサー表示面積）が、バナー片面の全体面積の4分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。</p>	<p>(1) 地上から最下端までの距離が4.50メートル以上であること。ただし、歩道上については2.50メートル以上であること。</p> <p>(2) 突出し幅0.80メートル以内であること。</p>	<p>(1) 周辺の景観に調和した色彩、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(2) 広告料を公共的な取組に係る費用へ充当する旨を広告に記載すること。</p>
区分	大きさ	掲出位置	色彩等								
バナー広告	<p>広告面積（スポンサー表示面積）が、バナー片面の全体面積の4分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。</p>	<p>(1) 地上から最下端までの距離が4.50メートル以上であること。ただし、歩道上については2.50メートル以上であること。</p> <p>(2) 突出し幅0.80メートル以内であること。</p>	<p>(1) 周辺の景観に調和した色彩、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(2) 広告料を公共的な取組に係る費用へ充当する旨を広告に記載すること。</p>								

別表第5

区分	大きさ	色彩等	掲出個数
歩道橋を利用する広告物	1面の面積が3.5平方メートル以内であること。	(1) 地色が透明又は歩道橋（当該広告物を表示する部分に限る。）と同一色であること。 (2) 蛍光塗料以外の塗料を用いること。	同一方向への表示は1面とすること。

標準処理期間	標準処理期間	申請書受理日から14日（納入通知書発行から申請手数料の納付確認までの期間は含まない）
	標準処理期間を設定できない理由	